

校 則

この校則は、学校における生徒の安全を守り、学習に必要な秩序を維持すると同時に生徒自身の主体的な自己表現と学校教育目標の実現をめざして定めるものである。

その基本精神は、校訓にかかげられた、

自 治 (集団の中であって自らを律し、個々の自主性による積極的な行動を尊重する心)

協 和 (互いに協力する心、人として思いやりの心)

日 進 (日々たゆみない努力を積み重ねる心)

に基づいている。

すなわち、日常の学校生活のなかでの実践を通して、自己指導能力を高め、一人ひとりを思いやる心を育成することがその主眼である。

なお、この校則は社会や生徒の実態に応じて必要と認められた場合は、職員、生徒、保護者の協議を経て職員会議の決定により改正することができる。

I 遵守事項

1. 他の迷惑となるような行為、または授業妨害となるような行為をしてはならない。
2. いかなる場合でも、暴力行為をしてはならない。
3. いじめ行為をしてはならない。
4. 理由なく校内で金品を集めてはならない。
5. 運転免許は、原則として取得してはならない。

II 注意事項

1. 定刻までに登校していること。
2. 下校時刻は、夏・冬期ともに20時までとする。
3. 登校・下校の途中においては、公衆道徳を守り北高生としての節度ある態度を失わず、事故防止に心がける。
4. 自転車通学等について、以下のことに注意すること。
 - (1) 本校指定のステッカーを購入して所定の場所に貼付する。
 - (2) イヤホンの使用、傘差し運転、2人乗り運転は禁止とする。
 - (3) 自転車運転のルールとマナーを遵守し、自転車事故の被害者・加害者にならないよう細心の注意を払うようにする。
 - (4) 交通事故の被害にあった場合、その場において当事者同士で解決せず、保護者や警察、または学校や周囲の人に連絡をするなど、助けを求める。
5. 列車・バスを利用して通学する者は、危険な行為や、他人の迷惑となる行為をしないように心がける。
6. 職員・来校者には挨拶を励行する。
7. 学習環境をよくするために、校内外を清潔に保つよう心がける。
8. 校舎・校具等を汚したり破損したりしないように注意する。
9. 所持品には記名し、責任を持って管理する。
10. 家庭学習に努め、予習復習に心がける。
11. 事故非行につながる恐れのある場所には立ち入らない。
12. マンガ本・ゲーム機・カード類等学習に関係ないものは学校に持ってこない。また、イヤホンの使用は禁止とする。
13. 男女間の交際にあたっては節度を守り、良識に反するようなことはしない。
14. 生徒手帳の提示を求められたときは速やかにそれに応じる。
15. 許可なくアルバイトをしてはいけない。

Ⅲ 服装容儀に関する事項

- ※1 進学・就職試験などの校外活動において、それに見合う服装容儀が望ましいことを原則とする。
- ※2 別紙の本校服装容儀参考基準に明記されていることを原則とする。

1. 男子服装容儀基準

(1) 制服

- ① 上衣（冬）・・・標準型（スタンダード型）の黒色詰襟学生服（自分の身体にあったサイズのもの）とし、指定のボタンをつける。襟の左側に校章、右側に学年章をつける。
上衣（夏）・・・白色のワイシャツ、または半袖開襟シャツを着用し、胸ポケット上部中央に学年色別の校章マークをつける。なお、シャツの裾はズボンの外に出さないように着用する。
 - ② 下衣・・・・・・・・冬服・夏服ともストレート型の黒色学生長ズボンとする。全体的に幅の広いもの、狭すぎるものは着用しない。
- (2) 靴下 華美でないものとする。

2. 女子服装容儀基準

(1) 制服

- ① 上衣・・・冬用夏用ともに本校指定の制服とする。
※寒い場合は、本校指定のカーディガンの着用も可とする。
- ② 下衣・・・本校指定の制服とし、スカートまたはスラックスのどちらでも構わない。
また、夏用スカート、スラックスは希望者のみ購入する。
- ③ 上下衣ともに、服装容儀参考基準を原則とする。

(2) 靴下

- ①冬服・・・原則として黒ストッキングを着用する。
- ②夏服・・・原則として白、黒、紺色のソックスを着用する。

3. 男子女子共通

(1) 頭髪・・・頭髪は清潔端正であること。

- ① パーマ・毛染め・脱色・つけ髪等の加工をしない。
- ② 特異な髪型、長いなど学習の邪魔になる髪型はしない。

(2) ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品を身に付けることや、化粧（色つきリップクリーム含む）、マニキュア、カラーコンタクトは禁止する。

(3) 靴

- ① 通学用・・・華美でないものとする。
- ② 校舎内用・・・学校指定のズックとする。

(4) セーター類

制服の中に着用するセーター・Tシャツ類は、制服からはみ出ないものとする。

- (5) 登校・下校・その他本校生徒として行動するときは、本校指定の制服とする。寒い場合は、防寒着としてふさわしいものを着用する。
- (6) 本校指定のバッジ以外装飾品はつけない。
- (7) 制服着用時期については、原則として、冬服は4月から6月中旬、ならびに9月中旬から3月までとし、夏服は6月中旬より9月中旬までとする（夏服期でも冬服の着用を可とする）。

IV. 手続き事項

- 1 欠席・遅刻をはじめとする連絡は、原則保護者が連絡フォームで学校へ伝える。
- 2 病気等で欠席が長期に渡る場合は、上記のほかにも医師の診断書を必要となる場合もある。
- 3 早退・外出の場合は所定の用紙に記入し、HR Tの許可を受けてからとする。
- 4 忌引きの場合は、HR Tに報告する。忌引きの日数は次のとおりとする。父母（7日）、祖父母（3日）、兄弟姉妹（3日）、伯父伯母・叔父叔母（1日）。
- 5 やむを得ない事情のため、規定された服装ができない場合は、異装願を提出し許可を受ける。
- 6 施設・器具等を破損紛失した場合は、関係の教職員に報告する。（場合によってはその指示により弁償しなければならない）
- 7 校内において物品を紛失したり拾得した場合は、直ちにHR Tへ届ける。
- 8 校内で印刷物を配布または発行しようとする場合、またはポスター等を掲示しようとする場合は事前に学校の許可を受ける。
- 9 校内での携帯電話・スマートフォンの使用は、原則禁止する。ただし「携帯電話・スマートフォンの取り扱い等に関する運用規則」に同意した上で、「携帯電話・スマートフォンの使用届」を提出し、「スマートフォンの取り扱い等について【生徒用】」を守って使用することができる。
- 10
 - (1) 平常のアルバイトは原則として禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、保護者連署の上、許可を申し出ることができる。
 - (2) 長期休業中のアルバイトについては、企業や事業所等から依頼があり、学校で許可したもの、あるいは高校生として安全な就業場所でのアルバイトについて、確実に手続きを行うことで許可する。
※詳細は、青森北高校アルバイト規程を参照すること。
- 11 旅行・キャンプ・登山等を行う場合は、所定の用紙に記入の上、学校の許可を受ける。ただし、冬山登山は許可しない。
- 12 卒業学年で自動車運転免許の取得を希望する場合は、所定の用紙に記入の上、許可を願い出る。
- 13 免許の交付を受けた者は、直ちにHR担任に報告する。この場合、免許証は保護者等の責任において管理してもらい、卒業まで運転をしないこと。
- 15 家族の不幸・災害等を含め、校内外で起こった事故については必ず学校に連絡する。（日本スポーツ振興センターにおける災害共済給付の有無、自転車事故補償保険等の関係が必要である。）
なお、生徒の事故については所定の用紙に記入の上、報告すること。
- 16 その他、諸届類は様式に従ってHR Tを通して提出する。